

用語解説**※1《実質赤字比率》**

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

※2《連結実質赤字比率》

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

※3《実質公債費比率》

一般会計等が負担する公債費の元利償還金およびそれに準ずるものとの標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率です。この比率のみ17年度決算から公表していく、19年度決算から国において算定方法が変更されました。

※4《将来負担比率》

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含む）の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率です。

※5《資金不足比率》

各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示しています。

21年4月から法律が全面施行され、それぞれの指標が国で定める基準を超えた場合に、財政健全化、財政の再生および公営企業の経営の健全化を図るために、財政健全化比率などの財政指標を算出しましたのでお知らせします。

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布されたことにより、19年度決算から財政の健全性に関する指標を公表しています。

財政の健全性に関する指標を公表

西宮市はすべて基準内の数値に

す。なお、いずれの指標も基準内でしたので、財政健全化等の計画を作成する必要はありません。

市の財政状況示す

健全化判断比率

《健全化判断比率の状況》

区分	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	40.0%
実質公債費比率	11.8%	13.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	91.8%	100.1%	350.0%	

*実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と表示

《資金不足比率の状況》

区分	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
公営企業会計			
水道事業会計	—	—	20.0%
工業用水道事業会計	—	—	20.0%
中央病院事業会計	7.0%	11.3%	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%
特別会計			
食肉センター特別会計	—	—	20.0%
市街地整備事業特別会計			20.0%

*特別会計のうち、地方公営企業法非適用の公営企業に該当する会計はこの指標の対象になります。市街地整備事業特別会計は平成20・21年度は事業費（決算値）ありませんでした

*中央病院事業会計以外の会計は資金不足額がないため「—」と表示

すべての比率が基準内

この比率には経営健全化基準が定められており、基準以上になると経営健全化計画を策定したうえ、議会の承認を得なければならず、計画に基づいて経営の健全化が進められることになります。

この比率には経営健全化基準が定められており、基準以上になると経営健全化計画を策定したうえ、議会の承認を得なければならず、計画に基づいて経営の健全化が進められることになります。

また、半日一般脳ドックの検査のみでしたが、胃カメラも選択可能になりました。ただし、水曜の午後に実施する胃検査は胃カメラのみです。

詳しく述べたところ、胃カメラも選択可能になりました。ただ

は、70歳以上の人、糖尿病など

の基礎疾患を有している人は受診できません。

また、半日一般脳ドックの検査のみでしたが、胃カメラも選択可能になりました。ただ

は、70歳以上の人、糖尿病など

の基礎疾患を有している人は受

診できません。

また、半日一般脳ドックの検査のみでしたが、胃カメラも選択可能になりました。ただ